

◎新潟県訓令第8号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 | 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 |
| (略) | <u>新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター</u> |
| 新潟地域振興局県税部新津収税課 | <u>工業技術総合研究所県央技術支援センター加茂センター</u> |
| 〃 〃 三条収税課 | (略) |
| 〃 〃 佐渡収税課 | 新潟地域振興局県税部新津収税課 |
| (略) | (略) |
| 新発田竹俣特別支援学校いじみの分校 | 新発田竹俣特別支援学校いじみの分校 |
| <u>五泉特別支援学校村松分校</u> | (略) |
| (略) | (略) |
| 〃 〃 組織犯罪対策課 | 〃 〃 組織犯罪対策第一課 |
| 〃 〃 国際・薬物銃器対策課 | 〃 〃 組織犯罪対策第二課 |
| (略) | (略) |